

2023年度 事業計画

(2023. 4. 1 ~ 2024. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

1. 少林寺拳法の普及及び指導
2. 少林寺拳法における指導者の養成
3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに
指導者の派遣
4. 個人又は団体会員の承認に関する事
5. 会員に対する指導、助言
6. 少林寺拳法に関する調査、研究
7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
9. その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】 大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】 学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【3】 中学校保健体育における武道授業推進活動

2. 指導者の養成

- 【1】 支部長研修会
- 【2】 支部長資格認定研修会
- 【3】 全国指導者研修会
- 【4】 立合評価法研修会

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に

関する事業

- 【1】 少林寺拳法世界大会
- 【2】 全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【3】 全国高等学校少林寺拳法大会
(兼 令和5年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会)
- 【4】 全国高等学校少林寺拳法選抜大会

【5】全国中学生少林寺拳法大会

【6】各種大会

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導、指導技術に関する調査・研究

6. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

【2】出版その他

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

【2】地域社会での協力

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】新春行事（少林寺拳法グループ）

【2】羅漢練拳 ～練磨と交流のつどい～（少林寺拳法グループ）

【3】宗道臣デー（月間）

【4】危機管理の充実

【5】日中交流及び国際交流事業

【6】理事会

【7】評議員会

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

【10】事業課活動の拡充

I 総論

当法人の基本理念（方向性）：自己確立、自他共楽「半ばは自己の幸せを 半ばは他人（ひと）の幸せを」を考え、行動できる「人づくり」を普及する。

当法人の経営理念（運営）：自己確立、自他共楽「人として何が正しいか」を自らに問い、判断決断し行動すること。そして「半ばは自己の幸せを 半ばは他人の幸せを」の理念を基に、協力関係をつくり活動すること。

当法人の目的：この法人は、少林寺拳法の統括団体として、少林寺拳法創始者宗道臣が創始した少林寺拳法の普及、振興を図り、もって国民の健康な心身の発達及び公益の増進に寄与することを目的とする。

よって、当法人が上記理念のもと実施する事業は、その活動を通じた少林寺拳法の振興普及と、一般社会の公共の益のためにある。

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 少林寺拳法の普及及び指導（組織運営の徹底・ガバナンス等）

- (1) 都道府県連盟・各連盟理事長会議
- (2) オンライン 地区別理事長懇談会
- (3) 評議員会
- (4) 各種委員会
- (5) その他

2. 少林寺拳法における指導者の養成

- (1) 理事長研修会
- (2) 支部長研修会
- (3) 支部長資格認定研修会
- (4) 地域社会指導者研修会（日本武道館主催）
- (5) 地方青少年錬成大会＜小中学生対象＞（日本武道館主催）
- (6) 全国指導者研修会（日本武道館主催）
- (7) 運用法研修会（立合評価法普及プロジェクト）

3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに

指導者の派遣

【各種大会】

- (1) 少林寺拳法世界大会
- (2) 全国高等学校少林寺拳法大会（インターハイ）
- (3) 全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- (4) 全国中学生少林寺拳法大会
- (5) 全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- (6) 少林寺拳法全日本学生大会
- (7) 各種大会

【講習会／研修会】

- (1) 新入社員研修受入
- (2) 拳理体感 オンライン講習会
- (3) 教職セミナー
- (4) 学連委員長研修会
- (5) 全国中高武道授業指導者研修会
- (6) 大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- (7) 中学校武道授業推進支援体制強化研修会（スポーツ庁委託事業）

4. 個人又は団体会員の承認に関すること

賛助会員制度の充実

5. 会員に対する指導、助言

- (1) コンプライアンス研修、指導、周知等
- (2) 各種講習会の実施

6. 少林寺拳法に関する調査、研究

- (1) 武道学会事業の推進
- (2) 日本武道学会 少林寺拳法専門分科会への助言・サポート
- (3) 日本武道学会 中四国支部の運営サポート
- (4) 中学校武道授業に関する指導法研究事業

7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

- (1) 会報発行（部内情報誌／季刊号／年4回発行）
- (2) 技術／思想 DVD 発売（部内教材として）
- (3) 他誌への執筆協力及び発行
- (4) SNS 発信、WEB サイト
- (5) 各メディア、取材協力

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- (1) 武道協議会に関する事業
- (2) 地域活動との融合
- (3) 当法人の理念に基づいた部外講演

9. その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

- (1) 宗道臣デー月間
- (2) 中学校武道授業推進事業
- (3) 公益財団法人日本武道館共催事業
- (4) コーチング指導者育成コース
- (5) 中学生に対する運動の機会の提供（中学校運動部活動の地域移行を含む）
- (6) 他の公益法人等への寄付
- (7) 他の公益法人との合同事業

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

以下の事業において、2023年度の重点課題を含め乍ら、企画実行を行う。

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

- | | | | | | | |
|---|-----|---|-------|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 春季 A週 | 2024年 | 2月28日（水） | ～ | 3月 1日（金） |
| | | B週 | ” | 3月 4日（月） | ～ | 3月 6日（水） |
| 2 | 目 的 | 少林寺拳法の技法や友人との交流を楽しみながら、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、自分も他人も大切にしながら、生きる力を身につける | | | | |
| 3 | 対 象 | 大学少林寺拳法部所属の個人会員
18歳以上の個人会員（高校生除く） | | | | |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話 | | | | |

- (2) 各種講義
 - (3) 技術練習
 - (4) 学科学習
 - (5) 鎮魂行
 - (6) 作務
 - (7) その他
 - ・コンプライアンス研修
 - ・討議（学年別 他）
- 5 募集方法
- (1) お知らせ画面
 - (2) 各大学代表者（主将）宛メール
 - (3) 各大学所属長宛メール
 - (4) 18歳以上の個人会員宛メール
 - (5) 近年未参加校への参加催促メール
 - (6) 会報、ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内
- 6 目標参加人数 300名

【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- 1 期 日 2023年12月20日（水）～ 12月22日（金）
- 2 目 的
- (1) 学生連盟委員長及び役員に対して
 - ・学生連盟役員（公人）としての自覚を深める
 - ・学生連盟のあり方の確認をする
 - ・学生連盟の運営について正しい認識を持つ
 - ・大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する
 - ・会計が適切に行えているかを確認し、不備を修正すると共に、運営状態の確認を行う
 - ・学生連盟として適切な広報を行う為の知識を身につける
 - (2) 一財連盟として
 - ・学生連盟との関係性を深め、各地での問題に対して連携が取れるようにする
 - ・適正な会計管理の推進
 - ・学生連盟活動における悩み等を傾聴し、解決もしくは今後の課題とする
 - ・学生の現状を知り、現在の学生に対する常識の更新を行う
- 3 対 象 各地区学生連盟常任委員
- 4 内 容
- (1) 会長講話
 - (2) 各種講義
 - ・少林寺拳法の組織について
 - ・知的財産と広報について
 - ・会計処理について
 - ・本部審判委員会より
 - ・その他
 - (3) 全日本学生連盟会議
 - (4) 各地区会計監査

(5) その他

- ・コンプライアンス研修

【3】中学校保健体育における武道授業推進活動

- 1 目 的 日本を未来を担う成長多感な中学生を対象に、少林寺拳法を知って親しんで普及に繋げるため。
- 2 目 標 創始80周年（2027年）までに全国で100校の採択を目指す。
(1都道府県当たり2校以上)
- 3 方 法 採択校増加に向けた取り組み
- (1) 地域コーディネータの資質向上とその役割
都道府県推進委員に中学校武道必修化の意義と採択の手順、採択時の運営について理解をいただき、推進を県内に呼びかけていただく。
 - (2) パイプラインの強化
各都道府県連盟において、中学校保健体育における武道授業の指導者リストを作成する。指導者リストは地域で管理すると共に毎年の役職者報告書と併せて報告するものとする。
 - (3) 行政等、外部団体との連携
 - ・都道府県推進委員が教育委員会、学校等から要請があった時、採択に向けてのコーディネートが出来るようにする。
 - ・一財連盟では、スポーツ庁、教育委員会、日本武道館等と密な連携を図り、共催行事において効果のあるプログラムの提案や実行、その他、推進に繋がる情報交換を行う。
 - ・地域との連携においては、都道府県推進委員の相談に応じて支援を行う。
 - (4) 採択に向けた方法の提示
 - ・採択実現に向けた具体的な方法の提示を行う。
 - ・中学校に勤務する現役の教諭、校長や教頭などの役職者にヒアリングを行い、具体的な方法を作成する。
 - (5) 各行事の開催
授業での実施に向けた指導員の養成と指導法の充実
 - ・少林寺拳法未経験教諭を含めた受講者の、授業実施へ向けた指導技術の充実を図る。
 - ・「中学・高校体育授業指導者資格」を発行する。
 - ・採択校の指導案やヒヤリ・ハット等を集約し、受講者へ共有する。
- 4 結 果 (終了後のイメージ)
- ・全国で100校の採択を実現し、各都道府県において一定のノウハウを身に付ける。また、実施校でのアンケート調査を行い、授業の効果や結果に対して評価をし、更なる推進に努める。
 - ・各地域において少林寺拳法が知られ親しまれることで、青少年の健全育成及び近隣の道場における見学者の増加と入会希望者の増加が見込める。
- 5 そ の 他 「少林寺拳法指導の手引き 三訂版」及び「日武協40th指導書（書籍、DVD）」等の指導資料を少林寺拳法未経験教諭が授業において必要な技能等を確認できる資料として、授業採択に向けた環境づくりに活用する。

また、必要に応じて新しい書籍や映像資料の作成に努める。

2. 指導者の養成

【1】支部長研修会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 西日本 2023年 9月 9日(土) ~ 9月10日(日)
東日本 2023年 9月23日(土) ~ 9月24日(日) |
| 2 | 目 的 | 支部長・監督として一財連盟の活動方針を踏まえて、支部種別に応じた現状と課題、指導者に求められることを再確認するとともに振興普及に向けた体制づくりを行う。また、支部運営及び指導スキルの向上の為の共有化を行う。 |
| 3 | 対 象 | 本部役員、支部長・監督、副支部長、コーチ |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 一財連盟の活動方針について
・2023年度の重点課題について
・要望、ご意見に対する取り組みについて
(3) 支部運営、指導の在り方について
(4) 指導技術の確認(科目の在り方の確認)
(5) 討議(取り組みの成果と課題について)
(6) その他
・コンプライアンス研修 |

【2】支部長資格認定研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2023年 6月10日(土) ~ 11日(日) 連盟本部 |
| 2 | 目 的 | 支部長・監督の使命と課題を明確にし、一財連盟の支部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法の修得を目指した内容の研修により、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。 |
| 3 | 対 象 | 支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者、副支部長希望者 |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認
(3) 技術の研修
(4) 技術指導法の研修
(5) 振興普及及び安全管理(各種ハラスメント撤廃含む)の研修
(6) 少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の研修
(7) 面接審査
(8) 技術審査
(9) 各種規則・規程及び制度 |

【3】全国指導者研修会

- | | | |
|---|-----|-----------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2023年 9月16日(土) ~ 9月18日(月・祝) |
| 2 | 場 所 | 千葉県勝浦市(日本武道館研修センター) |
| 3 | 目 的 | 中学校武道必修化における学校特有の知識・技術・指導法の充実を図り、 |

- 授業を行うための必要なスキルを習得する。以て中学校武道必修化における、全国的な少林寺拳法指導者の養成と資質向上に資する。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館・日本武道協議会・一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 対 象 ①保健体育教員または授業の外部指導者の候補を推薦
②①が見つからない場合、各連盟の推進委員
※中学校武道必修化 特別研修会に参加いただいた以外の方
③②の都合がつかない場合、推進委員代理として、中学校武道必修化の採
択を推進していただける方
④少林寺拳法未経験の教諭
- 6 内 容 (1) 講義
・中学校授業のあり方
・少林寺拳法の特性を理解した授業づくり
・採択に向けて
・危機管理
(2) 実技
保健体育の武道授業における基本や対人的技能、成果発表と評価
(3) 討議
(4) その他

【4】立合評価法研修会

- 1 期 日 5月～10月（予定）
- 2 目 的 安全に楽しく運用法を上達させるため、技術上達のみならず、運用法修練
と思想の繋がりも併せて指導を行う。
- 3 内 容 運用法技術の上達法、防具の着用法と使用法、運用法審査法、他
- 4 受講対象 初段以上、高校生以上

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】少林寺拳法世界大会

- 1 期 日 2023年10月7日（土）～10月8日（日）
- 2 場 所 東京都（日本武道館）
- 3 目 的 WSKO加盟団体、代表の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟・少林寺拳法世界連合（WSKO）
- 5 主 管 東京都少林寺拳法連盟
- 6 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員

【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- 1 期 日 2023年8月5日（土）9：50開会（予定）
- 2 場 所 東京都（日本武道館）
- 3 目 的 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。
修練の成果を大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、相手と
楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 後 援 | スポーツ庁、日本武道協議会 他 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（小学生・中学生） |

【3】全国高等学校少林寺拳法大会

（兼 令和5年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会）

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2023年 7月21日（金） ～ 7月 23日（日） |
| 2 | 場 所 | 北海道（旭川市 道北アークス大雪アリーナ） |
| 3 | 目 的 | 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2024年 3月22日（金） ～ 3月24日（日） |
| 2 | 場 所 | 香川県（善通寺市民体育館） |
| 3 | 目 的 | 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を弁論、演武にて発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【5】全国中学生少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2023年 8月18日（金） ～ 8月20日（日） |
| 2 | 場 所 | 新潟県（新潟市東総合スポーツセンター） |
| 3 | 目 的 | 個人会員（中学生）が一堂に会し、日頃の修練の成果を発表すると共に、技術講習を通して、互いの親睦交流と技術の向上を図り、共に学びあう。また、今期より新たに論文の部を設ける。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、新潟市少林寺拳法協会 |
| 5 | 共 催 | 全国中学校少林寺拳法連盟 |
| 6 | 主 管 | 新潟県少林寺拳法連盟 |
| 7 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生） |

【6】各種大会

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 期 日 | 2023年 4月 ～ 2024年 3月 |
| | | 各地区連盟、学生連盟大会等を開催する。 |

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 未定 ※事前レポート提出による研修で検討中 |
| 2 | 目 的 | 一財連盟の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割の確認を通じて、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一の |

とれた活動による振興普及を目指す体制づくりを行う。

- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 (1) 会長講話
- (2) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について
- (3) 一財連盟の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について
- (4) 一財連盟の活動方針について

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、特に指導者の技術力、技術、学科の指導力の向上を目指す。

- 1 教材・指導書・技術DVD等の企画・制作
- 2 新型防具（胴）の開発
- 3 立合評価法競技、審判員の育成及び普及活動（普及プロジェクトとして実施）
- 4 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作
- 5 その他必要な事項について

6. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

少林寺拳法の広報活動推進を積極的に図り、関係団体の拡張及び協力体制の強化に努める。

- 1 各種イベントへの参加
- 2 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 3 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ
- 4 賛助会員の拡大を図る。

【2】出版その他

一般財団法人少林寺拳法連盟から発信される情報を正しく会員に知らしめ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行
- 2 一財連盟ホームページの運営

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本スポーツ協会等については、一財連盟の目的に沿った関係構築が必要であり、常に検証を行ってゆく。

また、国際交流基金の国際交流基金賞の推薦を行い、功労指導者を慰労する一助とする。

【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な交流促進を図る。

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】新春行事（少林寺拳法グループ）

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 期 日 | 2024年 1月14日（日） |
| 2 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 対 象 | 本部委員、部長、監督、会員、来賓 |
| 4 内 容 | 式典、新春修練会、
その他一般向け催し物 |

【2】羅漢練拳 ～練磨と交流のつどい～（少林寺拳法グループ）

- | | |
|-------|--------------------------|
| 1 期 日 | 2023年 9月16日（土）～ 9月17日（日） |
|-------|--------------------------|

【3】宗道臣デー（月間）

- | | |
|-------|---|
| 1 期 間 | 2023年 5月 |
| 2 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を全国的に展開する。
具体的活動内容は、支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。 |

【4】危機管理の充実

一財連盟の活動における阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えることを目指した体制と危機管理マニュアルを各支部、指導者に周知徹底するとともに、さらなる改善を目指して、内容の見直し、更新を続ける。

各研修会、講習会においても、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた、指導現場に向けた現実的な危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。

【5】日中交流及び国際交流事業

少林寺拳法グループが日中国交正常化以来継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流に力を入れた活動を展開する。

- 1 訪中団派遣
- 2 国内外の友好交流団体や個人との協力関係の維持・構築と情報収集
 - ① 中国関係機関・団体の訪日団を受入れ、意見交換と情報収集を行う。
 - ② 中国大使館・領事館ほか日本駐在の中国関係機関・団体との相互交流を図る。
- 3 日中交流プロジェクト委員会による少林寺拳法グループの日中交流活動
 - ① 交流活動の実施
 - ② 広報活動の推進
- 4 海外に指導員・演武者等を派遣し、少林寺拳法の海外普及に貢献する。

【6】理事会

- 1 期 日 年2回、および会長が必要と認めたとき
- 2 対 象 理事
- 3 内 容 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【7】評議員会

- 1 期 日 事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催
- 2 対 象 評議員
- 3 内 容 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議

- 1 期 日 2023年 4月22日（土）連盟本部（対面）
10月21日（土）、10月22日（日）
10月28日（土）、10月29日（日）
10月はオンライン（地区別懇談会として実施）
- 2 目 的 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。
- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 （1）議題審議
（2）連絡・報告事項
（3）その他

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- 1 各種研修会、講習会、合宿における VALUE-LEVEL-UP の講義
- 2 都道府県連盟・各連盟 VALUE-LEVEL-UP 推進委員との情報共有
- 3 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援

【10】事業課活動の拡充

- 1 少林寺拳法の教材や防具及び、SHORINJI KEMPO UNITY 発行のガイドラインに準じた商標使用物品を会員や一般の人々に提供・販売し、少林寺拳法の愛着醸成と普及の一助とする。
（1）少林寺拳法グループの各法人・団体の教材・袖章・各種DVDなどを提供する。
（2）指導者の指導技術の向上と共有化に役立つ補助教材を提供する。
拳士の技法と教えの学びに役立つ教材（書籍・DVD・DVDブック等）を提供する。
（3）安全対策の一環として、少林寺拳法公認防具、ミットの研究と、その販売普及を図る。
（4）少林寺拳法グッズの企画開発を推進し、（1）～（3）の販売の拡充を図る。
カレンダー予約販売、グッズ、他
（5）指定業者との協力による物品開発と協力販売
- 2 新物品・既存物品、並びに、インターネットショッピングシステムの存在を会報等でPR強化し、会員への周知機会を増加させることで、販売促進を図る。
- 3 大会及び各種行事、研修会等における委託販売の促進を図る。
- 4 利益率と在庫回転率の見直し
- 5 指定業者との連携